

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

過去5年以内の受講の有無

法第25条の8に規定する国土交通省で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名については、公表対象外とする。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成〇〇年〇月〇日
磐城 市次	自社内研修 〇〇に関する業務研修	平成〇〇年〇月〇日
	自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は求めない。	
e-ラーニング、現地研修会等で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写し等で確認		

上記内容は、ホームページ等への公表の対象になります。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
 自社内研修については、研修内容を記載してください。
 受講者名は、公表の対象ではありません。
 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

給水装置工事に主に従事した者

法第25条の8に規定する国土交通省で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること

工事をしない場合はチェック欄にレ点

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

氏名については、公表対象外とする。

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		
水道 太郎	○	○	配管工	H30
磐城 市次	○	○	検定会合格者	H30
社員A	○	×	経験年数 5年	H30
雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。 ※氏名については、公表対象外とする。		資格を有していなくても、経験を有していれば記入する。(経験年数記入)		
上記内容は、ホームページ等へ公表する場合があります。				

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習等により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。